

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
豊富町	西部第3地区(稚咲内)	令和3年8月1日	令和3年8月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3,938,916㎡
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3,938,916㎡
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	641,080㎡
i うち後継者等未定の農業者の耕作面積の合計	641,080㎡
ii 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	641,080㎡
(備考)	

- 注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・地区全体において経営体の高齢化が進んでいるため、後継者・担い手の確保に努める必要がある
- ・農地の多くが泥炭土壌であり、定期的な草地改良をはじめとした基盤整備事業の実施が必須である
- ・エゾシカ等の野生鳥獣による被害が増加傾向にあり、地域全体での被害防止対策が必要である

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当面は、現在の経営体が営農を継続するが、後継者がいる経営体、年齢30～39歳代の経営体が、後継者不在の経営体の農用地を引き受け、規模拡大事業等を進めていく。また、認定新規就農の受入れを促進することで対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	【中心経営体】			現状			10年後見込み		農業を営む範囲	
	氏名等	年齢	後継者等	経営作目	経営面積	うち 公社事業面積	経営作目	経営面積		
1	認農		78	×	牧草	440,461 m ²	0 m ²	牧草	0 m ²	稚咲内
2	認農		35	×	牧草	1,023,793 m ²	0 m ²	牧草	1,023,793 m ²	稚咲内
3	認農		51	○	牧草	1,387,657 m ²	0 m ²	牧草	1,387,657 m ²	稚咲内
4	認農		38	×	牧草	886,386 m ²	0 m ²	牧草	886,386 m ²	稚咲内
5	認農		76	×	牧草	200,619 m ²	0 m ²	牧草	0 m ²	稚咲内
6	認法		—	—	牧草	0 m ²	0 m ²	牧草	641,080 m ²	稚咲内
計	6人					3,938,916 m ²	0 m ²		3,938,916 m ²	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【 1. 規模拡大の推進及び新規就農者の誘致促進 】

- ・畜産クラスター事業等の実施による規模拡大事業(牛舎新設・増設)、高性能作業機械の導入を推進していく
- ・豊富町農業担い手育成センターが主体となり、新規就農者確保に係る事業を継続的に進めていく

【 2. 労働時間の削減に係る省力化農業機械の導入 】

- ・畜産ICT事業、豊富町次世代へつなぐ省力化農業推進事業等の実施により、牛舎内の作業導線の改善、省力化機械の導入、作業時間の削減を見込める牧草収穫機械の導入等を推進していく

【 3. 基盤整備事業の取組方針】

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域全体において、農用地の草地改良をはじめとした基盤整備事業に取り組む。

【 4. 鳥獣被害防止対策の取組方針】

- ・農用地周辺の草刈りや隣接する山林内の手入れなど、環境整備の実施や鳥獣侵入を防止するための柵などの設置を検討する。また、狩猟免許取得希望者に対する支援を行い、ハンターの確保・育成を行い、有害鳥獣駆除事業の円滑化を図る。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。